



創業当時の作業風景（ベルト式旋盤）

お客様  
紹介

## フセハツ工業株式会社 様

(ISO9001:2015 認証登録)

〔取材者〕 審査員 美濃 英雄 Hideo Mino

フセハツ工業株式会社様（東大阪市）は、ばねの総合メーカーとして、各種スプリング製品の製造販売を行われています。商品の企画段階から、1個のバネの試作づくり、そして量産まで、お客さまの「モノづくり」をサポートされています。創業66年、伝統的な職人技術を大切にしながら、最新の設備による生産技術によって、お客さまが求められている品質・価格・納期に応えられています。

6月に東京ビッグサイトで開催された「第20回 機械要素技術展」では、耐熱バネの試作サービスの他に新商品「おにぎりボール」も展示されました。「おにぎりボール」はボケ防止、握力鍛錬、疲れをいやす効果があるそうです。

2015年版移行審査も同じく今年6月にすでに終了されています。移行審査では、「経営計画とISOの一体化」「企業活動に必要なあたりまえのこと」などを意識されました。品質マニュアルは社長様自らが作成され、ホームページで公開されています。これから2015年版移行審査を受けられる方は、ぜひ参照して頂ければと思います。



同社 代表取締役社長  
吉村 篤 氏

<http://www.fusehatsu.co.jp/>

### 連載よみもの

## 審査員の心 理

### 第20回（環境編）

### 「順守評価」

環境主任審査員 大村 敏夫 Toshio Omura

これまで3回に渡って「法的及びその他の要求事項」について述べましたが、関連した活動である「順守評価」も環境管理システム（EMS）では重要な機能の一つであり、その組織のEMSがどれだけ充実したものが推察できるものです。例えば、法的要求事項のリストの端に順守評価欄があり、全ての法律について法順守という意味での「○」や、同じ方向できれいに捺印が並んでいる資料を示されることがあります。このような資料では、どのような判断がされたかが分からず、詳細をお聞きすることがあります。多くの場合、何も考えずに順守の印をつけたと推察されるケースがあり、そのような場合には、組織に該当しない法的要求事項や、該当する事態が発生しなかった場合（廃棄することの無かったリサイクル法など）にも「順守」とされていることがあります。

順守評価では、どのような要求事項に対して、どのように対応されたかの客観的証拠の記録が望まれます。また、順守評価で問題が検出され、対応が執られていることが記録されていると、順守評価が有効に機能していると判断できます。EMSはPDCAサイクルで機能していると言われますが、法的要求事項について順守評価はC（チェック）に該当し、CにはA（アクション）が伴うものです。ISO14001:2015では、「b）順守を評価し、必要な場合には、処置をとる。」とアクションの

要求が明記されています。

順守評価を実施するためには、法的要求事項を理解し、対応した活動での管理状態をレビューしての判断が必要になります。ISO14001:2015では、「順守状況に関する知識及び理解を維持する」という要求事項が明記され、知識と担当者の力量を要求しています。また、7.2 力量にて、「順守義務を満たす組織の能力に影響を与える業務を組織の管理下で行う人に必要な力量を決定する。」と、力量を必要とする業務に「順守義務にかかわる業務」が明記されています。

法的要求事項のPDCAの話をしました。P（プラン）には、法的要求事項を把握した上での管理方法の決定の意味があります。2004年版規格でも「これらの要求事項を組織の環境側面にどのように適用するかを決定する。」という要求事項でしたが、2015年版規格では、「6.1.4 取組の計画策定」の中に順守義務に関わることも含まれ、「6.1 リスク及び機会への取り組み」にて、リスクを特定して、その予防処置としての管理策の決定が要求されています。法からの逸脱は環境管理上のリスクでもあり、かつ、場合によっては操業停止などの組織にとってのリスクにもなります。また、順守状態を維持することにより、事業の継続が認められたり、優遇制度が適用されたり、社会的な信頼を得るなどの機会にもなります。